

**山梨県歯科医師連盟** 今回は2ページです。

## **連盟ニュース** 第33号

□発行

山梨県歯科医師連盟 甲府市大手 1-4-1

TEL : 055-252-6481 FAX : 055-253-0854

□発行人 内藤 敏雄 HP : <http://ydc.a.jp>

□編集人 岩間 宣仁

山梨県歯科医師連盟機関紙

### 平成24年役員・支部長合同会議（第1回理事会）開催される

平成24年4月24日午後7時15分、県歯本会3階大ホールに於いて開催された。冒頭、内藤会長の挨拶の中で、来年夏には参議院選挙があり立候補者の選出にあたっては、神奈川県、埼玉県、群馬県、茨城県4県が選考委員として選出されたこと。（東京は別枠3名）山梨県の連盟としては、自民、民主と等距離の関係で行きたい。などの話があった。諸角理事長からの業務報告の後、守屋理事より庶務報告のなかで、新入会の逸村一紀先生、望月伸恭先生、桑原幹夫先生、再入会の矢崎篤先生、篠原譲治先生、の入会が報告された。内藤会長より日歯連盟関係報告では、◎税に関連する諸問題に対するのロビー活動 ◎監査、指導等のありかた ◎TPPは、日医と歩調を合わせて行く ◎歯科口腔保健法の推進 ◎連盟会員増強対策 ◎歯科衛生士法改正の要望 ◎身元の確認にあたって、歯科医師に法的根拠の策定 ◎参議院選では、与党主義から人物本位への方向転換に ◎4月27日の県議の先生方との歯科保健懇話会の勉強会の開催などが報告された。協議に於いては、（1）参議院選挙対策（2）入会・再入会促進について 協議した。跡部・佐藤 両監事の講評を戴き、渡辺副会長の辞で閉会した。

### 山梨県議会議員歯科保健懇話会 第1回 勉強会

平成24年4月27日（金）於：古名屋ホテル

歯科保健条例の制定等の諸問題に対し、超党派による県議会議員と歯科医師会との相互の理解を深め協力体制を構築し、もって県民の歯科保健の向上を目指すためこの会が設立された。

#### ○山梨県議会議員歯科懇話会 皆川 巖 会長挨拶（要旨）

皆川会長は冒頭の挨拶で、『3月28日山梨県議会議員歯科保健懇話会を発足し、本日第1回の勉強会となりました。近年、糖尿病と歯周病の関係が明らかになり、歯科口腔の健康が全身と結び付いていると言われている。また、癌の治療現場でも口の中を健康に保つことが癌の治療効果を高める事が明らかになっている。2月の定例会議で県がん対策推進条例を制定し、その10条でがん医療と歯科治療の連携支援という項目を定めた。昨年8月には国会で歯科口腔保健法が制定され、その中で県や市町村の果たす役割も定められている。そして、全国20以上の道県で歯科保健条例が制定されております。我々山梨県議会として、このような動きを認識し、いろいろな検討を重ね県執行部に提言し、いろいろな形で県民の健康増進を目指していく必要がある』と述べた。

#### ○山梨県歯科医師会 三塚 憲二 会長挨拶（要旨）

3月に山梨県議会議員歯科保健懇話会がスタートし、これで県議会の皆様、一致団結して歯科保健条例に取り組んでいただけるものと感謝致しております。現在26道県で条例が制定されました。

7月に山梨県がん対策推進条例が県議会議員のお力で制定され、歯科医師会は県立中央病院と口腔ケアとがん患者の治療を主体的にやっていくことで調印致しました。がん患者の予後にとって歯の治療が重要であり、また多くのがん患者に見られる誤嚥性肺炎を予防のために重要であります。

国立がんセンターと連携し、日歯が山梨を含む一都四県でモデル事業としてがんの口腔ケア、がん治療の研修会を開き多くの先生に参加していただき、その先生を中心に県立中央病院とがん患者に対する治療、口腔ケアを進めて行く。さらに、県指定の甲府市立病院、山梨医大に拠点を広げ、県民が安心して、口腔ケアや歯科治療が受けられるシステムを構築していきたい。県条例ができることで私達

ができる仕事、市町村がやるべき仕事、一般団体がやるべき仕事としっかりと条文化した中で県民の健康を守っていききたい。今後とも県議員の先生方のお力をお借りしながら進めたいと思いますので、よろしくお願い致します。

### ○山梨県歯科医師連盟 内藤 敏雄 会長挨拶 (要旨)

日頃県議員の先生方には連盟活動にご理解、ご協力をいただいております。厚く御礼申し上げます。

高齢者社会で我々の目指すところは、80歳で20本の歯を残す、いわゆる8020運動です。高齢者において多くの歯を持っている人は、歯の少ない人より医療費が少ないということがデータで示されており、歯を多く持っている人ほど健康な老後を送れるということでこれを我々はアピールしていきます。

口腔と全身の関係が特に注目されている、糖尿病と歯周病の関係、がん疾患との関係で、歯科医師はこの分野でも出番が多くなっていくでしょう。

昨年8月に「歯科口腔保健の推進に関する法律」が制定され、それに伴って全国26の道県で条例ができております。県内に於いても県議会の先生方に条例制定にいつそうのお力添えをいただき、これが制定されることを切に望んでおります。

本日このような勉強会を企画していただきました懇話会の皆川会長、並びに本日ご出席いただきました県議会議員の先生方に感謝申し上げ、本日の会が有意義なものとなりますよう祈念致します。

### ○三塚会長講演 (抜粋)

歯科医療は国民の生活を支える医療と位置づけ、周産期から終末期まで切れ目のない歯科保健を展開することが重要である。山梨県では23年度で24.2%の高齢化率で全国の23.2%より高齢化が進んでいる。高齢化率は平成60年には39.9%まで進むと言われ今後在宅医療をどうするかが問題となる。

山梨県の歯科口腔保健事業のアンケート調査を実施したところ、周産期の母親の健康教育や歯周病健診、また、特定一般高齢者の口腔機能プロジェクトへの取り組み等の事業展開が進んでいる市町村とそうでない市町村がある。周産期から終末期の連続した事業展開が急務である。

山梨県では、ムシ歯の数で比較すると全国で37番目、12歳児の一人平均ムシ歯数は、平成20年度で2.0本、22年度で1.8本となっており、県の医療計画の24年度の目標1.0本とは乖離している。新潟県ではフッ化物洗口を泉田知事が長い間実施しているので1.0本以下になっており効果が出ているこの点に着目したい。

県医療計画数値目標において、しっかりとした数値目標を立て繰り返し検証しながら問題点を洗い出し達成していききたい。地域の人が主体となって8020運動を展開し、我々はそのフォローアップして行く事が重要である。

24年度までの医療計画で在宅歯科医療の先生を120人→200人に、摂食指導などの口腔ケアを専門にやる先生を15人から30人ぐらいに増やしたい。

昨年8月に歯科口腔保健法が、民主、自民、公明の超党派により成立した。しかしこれは理念法であり、より具体的に推進する為に医政局歯科保健課の下に『歯科口腔保健推進室』を設置して頂いた。さらに歯科医師会を含む歯科口腔保健推進の専門委員会が厚生課審議会、地域保健健康増進課栄養部会に作られた。

その中で歯科口腔保健の推進のための基本方針、目標、計画に関する項目などが整備され、さらに都道府県及び市町村の歯科口腔保健の基本的事項の策定に関する事項、調査研究に関する事項、その他知識の普及、人材育成、連携、協力などの重要項目が検討される。ここで検討された事と連動された形で条件が制定される事が重要である。

現在26道県で『歯科保健条例』が制定された。歯科口腔保健法が出来たので、これに沿って条例を定めることができやすいと思う。過去にご協力をいただいた経緯もあり今後も県議会の先生方のお力添えをいただき、一日も早く条例の制定が出来ますようお願い致します。と締めくくった。